

病床数適正化支援事業 Q & A (県作成版、3月10日時点)

No.	質問	回答	
1	本事業と病床機能再編支援交付金との違いは何か。	同じ病床削減に関わる事業ですが、本事業は経営状況の悪化を受けて病床規模を適正化するための経費を支給するものであり、地域医療構想の実現のために行う病床機能再編支援交付金とは目的が異なるものです。	
2	病床機能再編支援交付金との併給はできるのか。	併給は可能ですが、制度の目的が異なるため、1床当たりの単価は上乘せではなく、病床機能再編支援交付金による支給額との差額のみとなります。	
3	本事業は令和7年度のみ事業か。	本事業は令和6年度国補正予算を財源として行うものですので、現時点で令和8年度以降の実施予定はありません。	
4	給付金の用途は決められているのか。	特に制限はありません。報告等も不要です。	
5	休棟や非稼働病床、回復期病床など、病床機能再編支援交付金では対象とならない病床の削減も今回の支給対象になるか。	支給対象になります。	
6	稼働病床に対して10%以上の病床削減でなくても良いか。	削減病床数に制限はありません。ただし、病床削減後に無床診療所になる場合は「入院医療の継続」にならないため、支給対象になりません。	
7	支給を受けるに当たり、地域医療構想推進委員会における協議は必要か。	地域医療構想に基づく事業ではないため、本文給金の給付を受けることに対する事前協議は不要ですが、病床削減により2025プランの修正が必要な場合、地域医療構想推進委員会への報告を求めている構想区域に属する場合は協議や報告が必要になることがあります。	
8	実施要綱では終期が令和7年3月末となっているが、9月末まで延長になったのか。令和6年12月17日から令和7年9月末以外の時期に病床削減した場合は対象になるか。	現行の国実施要綱では終期が令和7年3月末とされていますが、国で補正予算を繰り越す予定のため、令和7年9月末までの病床削減が支給対象となる見込みです（再延長の予定はありません）。この対象期間外の病床削減は対象になりません。	
9	令和7年10月以降に廃院する場合でも対象になるのか。	9月末までに廃院していなければ対象にはなり得ますが、計画書の提出時点で廃院をお考えの場合は、制度の趣旨に反するため、支給されたとしても後日返還を求める可能性はあります。	
10	事業計画書を提出すれば給付を受けられるのか。	国の予算に上限があるため、予算を超える要望があった場合は、一部採択または不採択となる場合があります。	
11	3月11日までに具体的な計画が立たないが、どうしたらよいか。	今後の追加要望調査はありませんので、活用意向がある場合は見込みであっても必ず今回提出してください。受付期間後の削減病床の増加は受け付けかねます（減少や取りやめは受け付けますが、国に提出する様式に反映させることはできません）。	
12	事業の採択はどのように行われるのか。選定基準はあるのか。	いただいた計画は全てとりまとめて国に提出しますので、現時点で県で選定基準は設けておりません。	
13	黒字の場合でも計画書を提出してもよいか。	除外要件ではないため、提出は可能です。	
14	どれくらいの割合で採択されるのか。	今回の調査は国が全国の需要量を把握するために行うものです。需要状況によりしますので、現時点では回答いたしかねます。	
15	産科・小児科が混合診療の場合はどのように判断するのか。	自己申告となりますので、それぞれの医療機関の実態に即して判断してください。 (3/3追記) 産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床については、対象として差し支えありません。	
16	地域医療連携推進法人による病床融通は対象になるのか。	実質的に病床数が減らないため、対象外となります。	
17	平成19年1月1日以前の有床診療所は対象になるのか。	対象となります（特例病床とは国の実施要綱に定めるものを指します）。	
18	計画書の提出後、結果の通知はいつ来るのか。	国からの内示状況にもよりますが、令和7年度4月中旬以降を予定しています。	
19	事業計画の結果通知後、実際の削減病床数の増減は認められるのか。必ず計画通りの病床数を削減しなければならないのか。	計画から実際の削減病床数が下回るのはやむを得ませんが、上回る変更は認められません（支給申請額を増やすことはできません）。	
20	交付申請の様式はあるのか。いつ支払われるのか。	支給までのスケジュールや交付要綱（様式など）は7年度にお示しします。	
21	「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」の他の事業に関する案内はいつ来るのか。	以下のウェブページを御確認下さい。 1 生産性向上・職場環境整備等支援事業 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/aichi-iryoshokubakankyoseibi.html 3 施設整備促進支援事業 ○別表1 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iryo-keikaku/kinkyushien-shisetsu1.html ○別表2・該当事業のみ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/kinkyushien-shisetsu.html 4 分娩取扱施設支援事業 5 地域連携周産期支援事業（産科施設） https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/0570833.html なお、本県では本事業も含め、いずれの事業も令和7年度当初予算で要求しています。事業を行う際は予算の成立が条件となりますので、御承知おください。	3/10更新
22	計画書の病床稼働率はどうように計算するのか。	本事業（活用意向調査）の病床稼働率の計算方法については、次のとおりとしてください。 ・直近3か月間（※）の「（在院患者数+退院患者数）／（病院または診療所全体の病床数×3か月の日数）」 ※今後削減予定の場合：令和6年11月～令和7年1月の3か月間。 すでに削減済の場合：削減日の属する月の前月以前の3か月間（例えば令和7年1月に削減した場合は、令和6年10月～12月）	3/3追加
22	「1 生産性向上・職場環境整備等支援事業」との併給はできるか。	併給は可能です。	3/3追加
23	計画書の「令和7年度他の補助金等での収入見込み額」の注にある「経営支援を目的とした他の補助金等」とは具体的に何か。また、公立病院の市町村予算からの繰入金（地方交付金）を含めるのか。	内閣府の「重点支援地方交付金」や都道府県において独自に病院等の経営支援を目的とした補助金等が該当します。また、公立病院における市町村予算からの繰入金は本項目に含まずに入力してください。	3/10追加
24	計画書の「設置主体」の欄が入力できない。	下に表示されている該当の番号をコピーして、貼り付けてください。Webページの様式は修正済みです。	3/10追加
25	様式が自動計算されるが、削減予定病床のうち一部は産科・小児科病床となる場合、どのように入力するのか。	U～Wの列を手動で入力し、セルを黄色塗りしてください。	3/10追加